

奈良労働局発表
令和5年5月15日

報道関係者各位

【照会先】

奈良労働局雇用環境・均等室

室長	楠田 裕世
室長補佐	福井 雅代
指導主任	高山 沙由理
(直通電話) 0742-32-0210	

令和5年度初！！

子育てサポート企業を新たに認定！

奈良労働局（局長 橋口 忠）は、大浦貴金属工業株式会社（奈良県奈良市 代表取締役 大浦 良幸氏）を次世代育成支援対策推進法に基づき、今年度初、県内29社目の「子育てサポート企業」として認定しました。

認定通知書交付式

日 時：令和5年5月24日（水）14時00分～

場 所：奈良労働局 2階会議室
奈良市法蓮町387

交付企業：大浦貴金属工業株式会社



※ 取材・撮影可能です。取材のご希望は事前に当室までご連絡ください。

認定企業の概要、取組内容は裏面をご参照ください。

○くるみん認定のメリット

- ・認定マークを商品、広告、求人広告、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
- ・企業イメージの向上、従業員のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

資料1：奈良県内のくるみん認定状況

資料2：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と
くるみん・プラチナくるみん認定について（リーフレット）

大浦貴金属工業株式会社の概要、取組内容

1. 企業の概要

代表者職氏名	: 代表取締役 大浦 良幸
所在地	: 奈良市西ノ京町
事業内容	: 製造業（非鉄貴金属製造業）
常時雇用する労働者数	: 40 人
行動計画期間	: 令和3年3月1日～令和5年3月31日

2. 行動計画の目標と取組内容

【目標1】

子どもの出生時における男性社員の育児休業の取得1名以上を目指す。

【対策】

- ・制度導入、管理職研修及び社内広報などによる社員への周知
- ・対象男性社員及びその上長への育児休業取得の啓発

【目標2】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業制度の周知や情報提供を、説明資料配布や研修実施などにより継続的に実施する。

【対策】

- ・制度に関する資料を作成し社員に配布
- ・対象となる社員への個別説明を開始し、育児休業等取得社員へのサポート
- ・制度について全社員対象に研修実施し周知を図る。

3. 主な認定基準の達成状況

- ・男性、女性の育児休業取得率100%（男性3名、女性1名）
- ・所定外労働の免除について、法定を上回る小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に拡大して適用。
- ・全社一斉の年次有給休暇の計画的付与を年2日間設定するとともに、年次有給休暇付与日数に応じ取得目標日数を明示して周知し、年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。

大浦貴金属工業株式会社担当者の声◆



育児休業を経験できなかった男性社員から「もっと育児にかかわりたいな（かかわりたかったな）」、「男性ももっとできることがあるよな（あったよな）」という声を受け、これから育児にかかわる男性社員の支援になればと、くるみん認定取得を目指しました。

くるみん認定における10項目の認定基準を達成していくことが、弊社の「子育て支援」の制度充実と理解に繋がり、男性社員の育児休業取得が特別なことではないという社内の雰囲気を作り出しました。

今後は、男女ともに育休取得100%を継続するとともに、男性が長期に育児休業が取得できるよう支援していくと考えています。

奈良労働局管内 くるみん認定状況

最近の認定企業

(令和5年5月15日現在：累計29社)

企業名		所在地	認定年
大浦貴金属工業株式会社	☆	奈良市	2023年
社会福祉法人 どんぐり	☆☆★☆	生駒市	2016年、2019年、 2019年 2022年
株式会社サンロード	☆	橿原市	2022年
社会福祉法人仁南会	☆☆	御所市	2013年、2022年
株式会社LINK'S HEART	☆	桜井市	2022年
社会福祉法人 功有会	☆☆★	北葛城郡広陵町	2013年、2021年、 2021年
株式会社 崎山組	☆	橿原市	2021年
ライフニジュウイチ 株式会社	☆	奈良市	2021年
村本建設 株式会社	☆	北葛城郡広陵町	2021年
社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	☆	生駒市	2021年
社会福祉法人 正和会	☆☆★	五條市	2015年、2018年、 2018年
株式会社 南都銀行	☆☆★	奈良市	2012年、2015年、 2017年

☆は「くるみん」に認定された回数、★は「プラチナくるみん」に認定された場合、
★は「プラス」認定された場合を意味します。

くるみん認定・プラチナくるみん認定、トライくるみん認定、プラス認定について



従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（トライくるみん認定、くるみん認定）を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん等の認定を受けた企業のうち、「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業が一定の認定基準を満たした場合に、プラス認定を受けることができます。

- 認定・特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業として認定マークが付与され、商品、広告などに付けることができます。
- 企業イメージの向上、従業員のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されました！ 新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 7%以上 → 令和4年4月1日以降：10%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降：20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。



新しいくるみんマーク

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 13%以上 → 令和4年4月1日以降：30%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降：50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%以上 → 令和4年4月1日以降：70%以上

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となります。今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク

ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。



ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました (詳細は p.4 参照)。

くるみん、トライくるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

5. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。

- (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上であること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

5. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。

- (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）

② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。

- (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



1～4. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。

（1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。

（2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）

② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6～8. 改正前くるみん、トライくるみん認定基準6～8と同一

9. 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① 所定外労働の削減のための措置

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。

（1）子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること。

（2）子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間中に（1）が90%未満かつ（2）が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、上記の（1）が90%以上または（2）が70%以上であれば、基準を満たす。

11. 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

12. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準10と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3ヶ月以内

・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3ヶ月以内 に行ってください。

「両立支援のひろば」<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

- ・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
- ・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」
- ・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、

職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご活用ください。